

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 4 日現在

機関番号：17104

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730669

研究課題名（和文） 判例に見るワーク・ライフ・バランスの意味を巡る構図

研究課題名（英文） The Composition of “work-life-balance” in judicial precedents

研究代表者 東野 充成（HIGASHINO MITSUNARI）

九州工業大学・大学院工学研究院・准教授

研究者番号：90389809

## 研究成果の概要（和文）：

本研究では、育児や介護と転勤命令の可否が問題となった 5 件の事件を分析し、ワーク・ライフ・バランスの意味を巡る構図を以下のとおり明らかにした。①近年育児言説の重みが法的世界において増大している。②それは育児を支援することが重大な政府利益となりつつあるためである。③育児や介護の対象者が疾病や障害を抱えている場合には、裁判所は転勤命令よりも私生活上の事項を優先する。④そうでない場合には、東亜ペイント事件最高裁判決の影響力が強く、裁判所は労働者の私生活上の事項を軽視する。⑤つまり、労働者の主張が認められるのは、家族の生命や健康という重大な利益を擁護するためのものである。⑥今後、あらゆる家族の WLB の充実を図るためには、「労働者の自己決定権」を中核に据えた法理を形成することが重要である。

## 研究成果の概要（英文）：

This paper is aim to clarify the structure and function of “work-life-balance” discourse in current Japan. For this aim, I analyzed five cases that the relation between childcare, nursing and transference brought on the issue. The result of this paper is as following. 1. The weight of “child care” discourse has increased, because supports for childcare became very important benefits for government. 2. Especially, the courts judge that private matters have priority than transference order in case that the subjects of childcare and nursing have an illness and a disorder. 3. But “Towa Paint Case” has very strong influence, so the courts trend to slight private matters of laborer, in case that the members of laborer family don’t have an illness and a disorder. 4. Thus we have to form the principle of law about personal autonomy of laborers, for improving the quality of “work-life-balance”.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：ワーク・ライフ・バランス、言説、判例、労働法

## 1. 研究開始当初の背景

(1)ワーク・ライフ・バランスを巡る社会的背景として、近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性が政府や経済団体など各所から訴えられるようになってきた。政府においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定され、その実現を目指してさまざまな施策が実行されている。経済界においても、労働界と協力しつつ、ワーク・ライフ・バランスに関する研究を始めるなど、その推進に努めているところである。こうした社会的背景を受けて、経済学や経営学、家族社会学、社会保障学、労働法学などさまざまな研究分野で、ワーク・ライフ・バランス施策を導入することの有効性を示す研究が相次いで発表されている。

(2)このように、ワーク・ライフ・バランスに対する気運が高まった背景には、労働者、特に男性労働者を取り巻く歪な労働環境の問題、少子化対策や子育て支援策充実への要請などさまざまな要素が存在する。しかし、ワーク・ライフ・バランス施策は、決して家庭と企業、そして国家との間に横たわるあらゆる問題を解決しうる「魔法の杖」のようなものではない。また、国民各層の間にワーク・ライフ・バランスという概念の内実に関してすでに合意が形成されているわけでもない。むしろ、ワーク・ライフ・バランスの効用や影響を論証する前に、現にワーク・ライフ・バランスという概念がさまざまなステークホルダーの間でどのように捉えられているのかを検証することが必要である。それによって、確実な概念規定のもと、ワーク・ライフ・バランスに関する今後の研究の進展も期待できる。

(3)以上のような社会的・学術的背景およびそれらに対する問題意識が本研究の背景である。

## 2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、ワーク・ライフ・バランス、特に育児と転勤命令の可否を巡って争われた4件の裁判（帝国臓器製薬事件、ケンウッド事件、北海道コカコーラボトリング事件、明治図書出版事件）を題材に、ワーク・ライフ・バランスの意味が企業や労働者からどのように捉えられ、その捉え方をめぐって訴訟に至った場合に、裁判所はどのような判断を示したのか、現代社会におけるワーク・ライフ・バランスを巡る意味の構図を明らかにすることである。具体的には、以下の諸点を明らかにするこ

とを目的とした。

- ①裁判において労働者はワーク・ライフ・バランスに関していかなる論理構成でどのような主張をしたのか。
- ②企業はそれにどのように反論したのか。
- ③裁判所は、一連の主張や反論を聴いた上で、どのような判断を示したのか。

(2)こうした分析を通して、ステークホルダー間でのワーク・ライフ・バランスの捉え方の差異を明らかにし、もって現状におけるワーク・ライフ・バランスの意味を巡る構図を明らかにすることが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

(1)言説分析の手法を用いた。まず、一連の事件にかかわる原告の主張、被告の主張、判決文をすべて蒐集した。上級審で争われた事件については、それも対象に含めた。そこで、「仕事と家庭生活との調和」や「仕事と育児の両立」などを巡ってどのような主張や判断が示されたのか、当事者ごとに拾い出し、ワーク・ライフ・バランスを巡る意味の構図を再構成した。

(2)本研究では、労働訴訟に関する公刊物である『労働判例』の中から、関連する訴訟をすべて拾い出しており、資料を恣意的に選択する余地はほとんどない。これによって、同時に、他の研究者による検証も可能とした。また、判決の解釈に当たっては、独善的な解釈を防ぐため、研究協力者と共同で行なった。こうして、言説研究に伴う方法上の問題をクリアした。

## 4. 研究成果

(1)研究計画で掲げた4件の事件に、介護と転勤命令の可否が問題となったネスレジャパン事件を新たに分析に追加し、5件の事件を個別的に分析した。結果的には、帝国臓器製薬事件とケンウッド事件では従業員側の主張が認められず、転勤命令が有効とされたのに対し、北海道コカコーラボトリング事件、明治図書出版事件、ネスレジャパン事件では従業員側の主張が認められ、従業員に対する転勤命令が無効と判断された。こうした差異がなぜ生じたのかも含めて、個別的な事例の分析を総括した結果、以下のような研究成果を導き出すことができた。

- ①帝国臓器製薬事件やケンウッド事件などワーク・ライフ・バランスが問題となり始めた初期の事件ではほとんど顧みられることのなかった〈育児〉というものの価値が、北海道コカコーラボトリン

グ事件や明治図書出版事件では労働者の生活における重要な要素と位置づけられており、ここ 20 年の間に、育児という言説のもつ重みが法的世界において確実に増大している。本研究ではこれを「育児言説の遂行力が増大した」と表現した。

- ②その背景として、この間男女共同参画施策や少子化対策、子育て支援策、労働者の家庭生活に配慮した労働政策、子どもの権利の拡充策など、育児や子どもにかかわる諸施策が進展し、育児を支援することがもはや重大な政府利益となりつつあるという点が挙げられる。明治図書出版事件では、こうした社会状況の変化が判決理由として明確に述べられている。と同時に、この間裁判に至った当事者たちのように、多くの人々がワーク・ライフ・バランスの重要性に関して声をあげ続けてきたことが、再帰的に育児言説の遂行力の増大に寄与しているとも考えられる。
- ③特に、北海道コココーラボトリング事件や明治図書出版事件、ネスレジャパン事件のように育児や介護の対象者が疾病や障害を抱えている場合には、転勤先でも同様の医療機関を受診でき、治療・看護を継続できると企業側は主張したにもかかわらず、裁判所は転勤命令よりも私生活上の事項を優先して判断を示す傾向があることが明らかとなった。
- ④しかし、家族のなかに誰も疾病や障害を抱えていない場合には、異動配転命令の可否をめぐる昭和 61 年に下された東亜ペイント事件最高裁判決の影響がいまだに強く、裁判所は企業側の人事政策の裁量性や業務上の必要性を重視し、転勤命令を受諾することは「通常甘受すべき程度」の範囲内として、労働者の私生活上の事項を軽視する傾向があることも明らかとなった。
- ⑤以上のような、裁判所の判断傾向を総括すると、育児や介護など私生活上の事項も重視されるようになってはきたものの（すなわち育児などの言説が法的世界で重みを増しつつある＝育児言説の遂行力が増大しつつある）、あくまでも家族の生命や健康というきわめて重大な権利を擁護するときに限って、労働者の私生活上の事項を尊重する形となっているということである。
- ⑥したがって、特に家族の形態が多様化し、「一般的な家族」という概念が想定できなくなることが予想される今後の社会状況のなかでは、あらゆる家族がワーク・ライフ・バランスを得られるべく、その質を高めていくために、家族の健康

等に関わりなく、自己決定権論の問題点を克服しつつ、「労働者の自己決定権」を中核に据えた法理を形成することが重要である。また、労働者と企業という二項対立の図式に、「家族」や「子ども」という第三項を挿入して、それらの者の権利の擁護を図れるような法理を形成することが重要であることを結論として提示した。

(2) 以上が主な研究成果であり、以上の研究成果を総括し、『判例に見るワーク・ライフ・バランスの意味を巡る構図』（權歌書房）として、2012 年 1 月に報告書を刊行した。

(3) 本研究の成果は、以下のとおりである。

- ①まず学術的には、これまであいまいなまま用いられてきたワーク・ライフ・バランスという概念が、企業や労働者などそれを使う立場によって異なるという、相対的な概念であるということをはっきりとした点にある。したがって、今後ワーク・ライフ・バランスの問題について分析する際には、それがどのような立場から提起されたものなのかを明確に位置づけた上で分析に着手することが重要である。
- ②これと関連して、本研究では「労働者の自己決定」という法理からワーク・ライフ・バランスを位置づけることの重要性を提起したが、同時にその問題点についても指摘した。自己決定という概念は、使われ方によっては安易に自己責任論へと転化され、労働法制的根幹的な原理である「労働者の従属性」という法理をあいまいにする危険性を孕んでいる。こうした安易な概念の転化を防止するためにも、ワーク・ライフ・バランスをめぐる意味の構図を明らかにした本研究の意義は大きい。
- ③一方、実践的には、今後ワーク・ライフ・バランス施策を進める上で、本研究は基礎的な知見となりうるものである。先述したように、ワーク・ライフ・バランスという概念は、使う立場によってその意味が転変する。また、安易に自己責任論へと転化する危険性も有している。今後より効果的で公正公平なワーク・ライフ・バランス施策を展開していくためには、こうした問題性や危険性を十分に踏まえておく必要があり、そうした点でも本研究のもつ意義は大きい。

(4) 以上のように、本研究の成果は、学術的にも実践的にも大きな意義をもつものであり、今後日本のワーク・ライフ・ balan

ス研究やワーク・ライフ・バランス施策を  
国外に発信していく上でも、重要な知見と  
なりうるものである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

[雑誌論文] (計2件)

- (1) 東野充成著「育児を理由とした転勤命令  
無効の訴えに関する判決の展開」『発達社  
会学研究』第2号, 2010年, 43-48頁,  
査読無
- (2) 東野充成著「〈育児〉言説の遂行カーケン  
ウッド事件と明治図書出版事件の比較か  
らー」『発達社会学研究』第3号, 2011  
年, 35-40頁, 査読無

[学会発表] (計2件)

- (1) 東野充成「〈育児〉言説の遂行カーケンウ  
ッド事件と明治図書出版事件の比較から  
ー」日本子ども社会学会第18回大会,  
2011年, 明星大学(東京都)
- (2) 東野充成「育児を理由とした転勤命令無  
効の訴えに関する判決の展開」日本子ど  
も社会学会第17回大会, 2010年, 京都  
女子大学(京都府)

[図書] (計1件)

- (1) 東野充成著『判例に見るワーク・ライフ・  
バランスの意味を巡る構図』權歌書房,  
2012年, 全82頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

東野充成 (HIGASHINO MITSUNARI)

九州工業大学・大学院工学研究院・准教授

研究者番号: 90389809